

世子尚豊の、請封と謝恩のため正議大夫蔡廬等を遣わす執照

(一六二五、二、一九)

琉球国中山王世子尚(豊)、請封、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の蔡廬等を遣わし、表・疏を齎捧せしむ。船隻に坐駕し、具陳の方物の金結束金起沙魚皮紋靶金鑲全鞘腰刀二把・銀結束銀起沙魚皮紋靶銀鑲全鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘糸線纏靶腰刀十把・鍍金銅結束紅漆鞘套刀六把・鍍金銅結束紅漆鞘貼金柄鎗六把・貼洒金銀山水描画松雉牡丹等花景帷屏一对・漂白嫩苧布五十四・練光嫩蕉布五十四を解運し、京に赴きて謝恩す。抛りて差つかわす員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に給照すべし。此の為に今、仁字第十一号半印勘合執照を給し、通事梁廷器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘とどろの去処及び沿海巡哨の官軍の驗吏に遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 蔡廬 人伴八名

使者一員 毛鳳威 人伴五名

通事一員 蔡祚隆 人伴二名

存留在船使者二員 蔡秀 馬甘美 人伴四名

存留在船通事一員 梁廷器 人伴二名

管船火長・直庫二名 王治 茂度

梢水共に五十名

附搭の土夏布二百匹

右の執照は存留通事梁廷器等に付し、此れに准ぜしむ

天啓五年(一六二五)二月十九日給す

執照

注\* 『明実録』天啓五年十二月壬午の条に關連の記事がある。

世子尚豊の、天啓五年の進貢船のうちの一隻の消息をたずねて都通事陳華等を遣わす執照(一六二七、二、二二カ)

琉球国中山王世子尚(豊)、公務の事の為にす。

照得するに、天啓五年(一六二五)、差遣せる進貢、請封の二船は旧年八月内、二船後先して出港す。使者英粹、闘先に国に到りて口称するに抛るに、後船は随即到に継ぎ至らん、とあり。今、両送するも、未だ帰国に及ばず、人をして懸望せしむるに縁り、理として合に差遣して端的の縁由を訪探せしむべし。此の為に特に後に開しす都通事・使者等の官の陳華等を遣わし、人伴・水梢等の